

水田活用の直接支払交付金における 5年水張りルールの見直しについて

水田活用の直接支払交付金とは、主食用米以外の対象作物(麦・大豆等)の作付けを行った場合、国から交付される『**転作**』に関わる交付金です。交付金は全ての農地が対象ではなく、**水田機能を持つ水田(=交付対象水田)のみ**が対象となります。現在、その厳格化を図るため**令和4年～8年度までに水稲作付が行われていない、または1カ月の湛水(水張り)管理が行われていない農地は水田とみなされず、令和9年度以降交付対象外**となる『**5年水張りルール**』がありますが、このルールが令和7年度から見直されました。また、この水田活用の直接支払交付金の制度自体も、令和9年度に見直しがされる予定ですので、あわせてお伝えします。

見直し内容

① 『連作障害回避の取組』を行った場合も、 水稲作付・1カ月水張りと同等とみなされます。

『連作障害回避の取組』とは、**令和7年4月1日以降**の取組です。

- 土壌改良剤・有機物(堆肥、もみ殻等を含む)の施用
- 土壌に係る薬剤の散布
- 後作緑肥の作付け
- 病害虫抵抗性品種の作付け
- その他町農業振興協議会が連作障害を回避する取組であると判断する取組

町ホームページに掲載しております『連作障害を回避する取組例』をご覧ください。

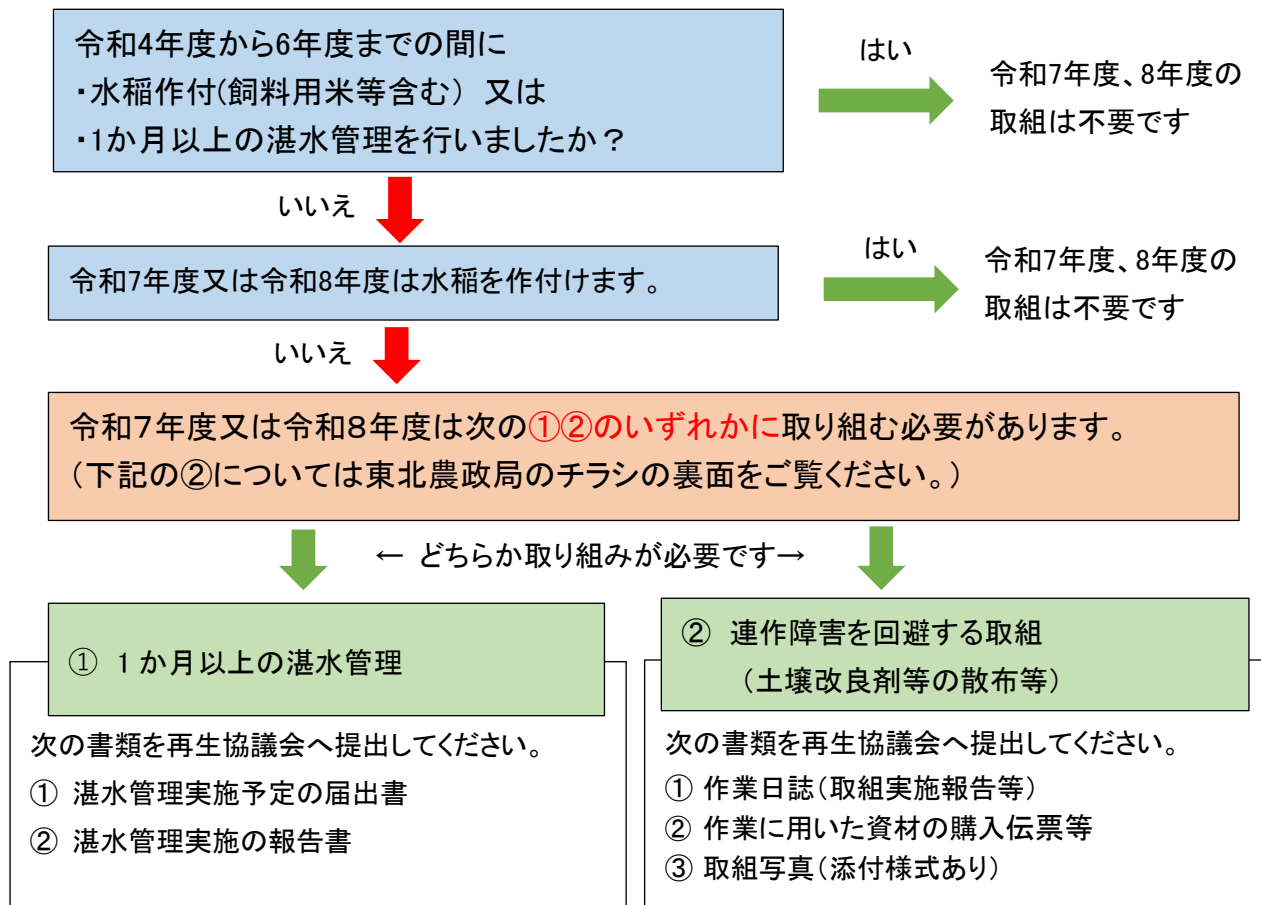
取組内容については、作業日誌や記録写真、資材の購入伝票を後日町農業振興協議会へ提出していただきます。

② 交付金の制度自体が見直され、令和9年度以降、 『農地ごとへの支援』ではなく、 『作物ごとの取組への支援』に代わります。

国が示す内容は未定ですが、令和7年度中に示される予定です。
内容によっては、これまでの『交付対象水田』という仕組み自体が廃止される可能性もあります。

問い合わせ：遊佐町農業振興協議会(遊佐町産業課農業振興係)(TEL:0234-72-5882)

【令和7年度、8年度の対応フローチャート】



令和7年度の取り組み内容の報告は令和8年1月末まで役場農業振興係へ提出してください。

Q & A

令和4～8年度に、水稲作付や1カ月の湛水管理、連作障害回避の取組など、**水田活用の直接支払交付金の『交付対象水田』として維持する取組を何も実施しなかった農地**は令和9年度以降どういった扱いになるのか？
また、新制度上で不利が生じるのか？

国が示す内容はまだ未定です。

令和9年度以降は**水田・畑に関わらない、作物に対する支援制度**へと変わる予定であるため、**水張り等を行わずとも、新制度の交付対象となる予定です。ただし『交付対象水田ではない』ことによつて、令和9年度以降の支援水準に差がつくどうかは検討中の事項となります。**

(令和9年度以降の新制度で交付金の単価が低くなる可能性もあるため、今後農地の賃貸借等を検討している場合は取り組みを行うことをおすすめします)

問い合わせ: 遊佐町農業振興協議会(遊佐町産業課農業振興係)(TEL:0234-72-5882)